



目次	ページ
告示	
◎私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定及び告示の廃止 (私学・大学支援課)	1
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令 (畜産振興課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (4件) (治山林道課)	2
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	2
○公共測量の終了の通知 (")	2
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (2件) (")	3
◎土砂災害特別警戒区域の指定 (")	4
◎告示 (土砂災害警戒区域の指定) の一部改正 (2件) (")	4
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	4
公 告	
○平成28年度調理師試験の実施 (健康長寿政策課)	4
○農用地利用配分計画の認可 (農地・担い手対策課)	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3・4 掲示)	5
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	5
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	5
○政治団体異動の届出	5
○政治団体解散の届出	6
○資金管理団体指定の取消しの届出	6
高知県人事委員会告示	

◎給料表別級別職務区分表の一部改正 6
 高知県収用委員会公告
 ○公示による送達 (4件) (3・14掲示) 6

告 示

高知県告示第139号
 私立学校振興助成法 (昭和50年法律第61号) 第14条第3項 (同法附則第2条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人及び同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等が同法第14条第2項 (同法附則第2条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の学校法人会計基準 (昭和46年文部省令第18号) 第4条に規定する計算書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年度の監査報告書から適用する。

なお、昭和54年3月高知県告示第119号 (学校法人等の会計基準に係る監査事項の指定) は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。
 平成28年3月18日
 高知県知事 尾崎 正直

学校法人会計基準に定めるところによる会計処理の状況及び財務計算に関する書類 (資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。) の作成状況

高知県告示第140号
 家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成28年3月18日
 高知県知事 尾崎 正直

- 実施の目的
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 実施の内容
(1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	県内一円	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼	平成28年4月1日から平成29年3	家畜伝染病予防法施行規則 (昭和

ブルセラ病

結核病

伝達性海綿状脳症

育されている雌牛	月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	26年農林省令第35号) 別表第1に規定する検査の方法
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育されている雄牛		
3 1又は2の牛と同一施設内で飼育されている牛		
4 その他知事が検査が必要であると認める牛		
1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛		"
2 その他知事が検査が必要であると認める牛		
1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛		"
2 その他知事が検査が必要であると認める牛		
月齢又は推定月齢が満48月以上		"

馬伝染性貧血		で死亡した牛の死体 知事が検査が必要であると認める馬		〃
腐蝕病		知事が検査が必要であると認める蜜蜂	通常行う方法	
その他の監視伝染病		知事が検査が必要であると認める家畜		〃

(2) 発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病 チュウザン病 アイノウイルス感染症 イバラキ病 牛流行熱 高病原性鳥インフルエンザ	県内一円	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊 牛、水牛、めん羊及び山羊 牛、水牛及び山羊 牛及び水牛 〃 鶏、あひる、七面鳥、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	通常行う方法 〃 〃 〃 〃 〃

高知県告示第141号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年8月農林水産省告示第1083号
- 変更に係る指定施業要件

- 立木の伐採の方法
変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第142号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年12月農林水産省告示第1902号
- 変更に係る指定施業要件

- 立木の伐採の方法
変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第143号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成7年12月農林水産省告示第2096号
- 変更に係る指定施業要件

- 立木の伐採の方法
変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第144号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年12月農林水産省告示第1968号
- 変更に係る指定施業要件

- 立木の伐採の方法
変更しない。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第145号

国土交通省国土地理院長から平成27年5月高知県告示第264号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成28年2月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成7年12月農林水産省告示第2096号
- 変更に係る指定施業要件

高知県告示第146号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から平成27年9月高知県告示第524号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成28年2月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

--	--	--	--

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
201-38-037	高座川	高知市神田（別紙図面のとおりに）	土石流
201-38-038	高神川	高知市神田（別紙図面のとおりに）	土石流
I-1405	高座（1）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1406	高座（2）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1407	神田公園（南）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1408	松の本（1）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1409	松の本（2）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1410	高神（2）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1411	高神	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1412	高神（3）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1413	高神（4）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1414	地京谷（1）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3623	高神（5）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3624	高神（6）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

II-3630	治国谷（6）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-92	地京谷（5）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-94	治国谷（7）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-95	治国谷（8）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
IV-201019	おおなろ園	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

高知県告示第148号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成20年3月25日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
201-38-037	高座川	高知市神田（別紙図面のとおりに）	土石流
201-38-038	高神川	高知市神田（別紙図面のとおりに）	土石流
III-92	地京谷（5）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-94	治国谷（7）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-95	治国谷（8）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

I-1405	高座（1）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1406	高座（2）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1407	神田公園（南）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1408	松の本（1）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1409	松の本（2）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1410	高神（2）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1411	高神	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1412	高神（3）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1413	高神（4）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1414	地京谷（1）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3623	高神（5）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3624	高神（6）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3626	地京谷（3）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3630	治国谷（6）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

高知県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成22

年3月16日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
IV - 201019	おおなる園	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

高知県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I - 1406	高座（2）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I - 1407	神田公園（南）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I - 1408	松の本（1）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I - 1409	松の本（2）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I - 1410	高神（2）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I - 1411	高神	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

I - 1412	高神（3）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I - 1413	高神（4）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I - 1414	地京谷（1）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II - 3623	高神（5）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II - 3624	高神（6）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
II - 3630	治国谷（6）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
III - 95	治国谷（8）	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
IV - 201019	おおなる園	高知市神田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

高知県告示第151号

平成20年3月高知県告示第197号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

表の201-38-037の項、201-38-038の項、III-92の項、III-94の項、III-95の項、I-1405の項、I-1406の項、I-1407の項、I-1408の項、I-1409の項、I-1410の項、I-1411の項、I-1412の項、I-1413の項、I-1414の項、II-3623の項、II-3624の項、II-3626の項及びII-3630の項を削る。

高知県告示第152号

平成22年3月高知県告示第139号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

表のIV-201019の項を削る。

高知県告示第153号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
安芸市西浜字小八王寺195番6	安芸市幸町348番13	14.00 }	837.00 17.00

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成28年度調理師試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

なお、調理師試験の実施に関する事務については、同条第2項の規定により指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験の日時
平成28年10月8日（土）午後1時30分から
- 試験の場所
（1）高知会場
高知市朝倉戊375番地1 高知県立ふくし交流プラザ
（2）安芸会場
安芸市本町三丁目11番5号 安芸商工会館
（3）幡多会場
四万十市右山五月町7番40号 高知はたJ A 会館
- 受験願書の提出期間
平成28年5月16日（月）から同年6月27日（月）までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、平成28年6月27日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 受験願書の提出先
東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 J A C C ビル5階（郵便番号103-0012）
公益社団法人調理技術技能センター
- 受験願書の配付時期等
平成28年5月16日から同年6月27日までの間に、県内の各福祉保健所及び高知市保健所、高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー並びに県内の各市町村窓口において配付する。
- その他
（1）受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書

により指示する。

- (2) 試験の詳細については、公益社団法人調理技術技能センター（電話番号03-3667-1815）に問い合わせること。

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年3月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称

四万十市森沢3150番地
亀岡 廣三

- (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

四万十市森沢字松ノハナ1556番、1557番、1558番及び1559番並びに字ヲゲヤシキ3204番1及び3210番1

2 認可年月日

平成28年3月18日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,330人である。

平成28年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、169,415人である。

平成28年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年3月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	91,883人
室戸市・東洋町選挙区	5,136人
安芸市・芸西村選挙区	6,302人
南国市選挙区	13,081人
土佐市選挙区	7,810人
須崎市選挙区	6,380人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,998人
土佐清水市選挙区	4,232人
四万十市選挙区	9,704人
香南市選挙区	9,200人
香美市選挙区	7,627人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,297人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,641人
吾川郡選挙区	8,678人
高岡郡選挙区	17,154人
黒潮町選挙区	3,378人

高知県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成28年3月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県林材支部	戸田 文友	異動なし	異動なし	平成28・2・25
異動後		中越 利茂			
異動前	自由民主党香美市土佐山田支部	異動なし	異動なし	香美市土佐山田町山田1735	平成28・2・29
異動後				香美市土佐山田町	

				楠目76	
--	--	--	--	------	--

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所所在地	届出年月日
異動前	池田牧子後援会	岡田 淑子	異動なし	異動なし	平成28・2・1
異動後		松岡 幾世			
異動前	井上正臣後援会	異動なし	異動なし	吾川郡いの町藤町17	平成28・2・3
異動後				吾川郡いの町内野東町9	
異動前	民主市政をつくるみんなの会	異動なし	異動なし	高知市愛宕町二丁目21-7	平成28・2・3
異動後				高知市丸ノ内二丁目1-10	
異動前	森あつ子後援会	異動なし	異動なし	高知市愛宕町二丁目21-7	平成28・2・3
異動後				高知市丸ノ内二丁目1-10	
異動前	木下永治郎後援会	異動なし	異動なし	須崎市西古市町5番29号	平成28・2・5
異動後				須崎市栄町8番13	

				号	
異動前	近森正久後援会	異動なし	異動なし	高知市稲荷町103	平28・2・15
異動後				高知市永国寺町1-8	
異動前	野村昌枝後援会	異動なし	野村 千香子	異動なし	平28・2・15
異動後			野村 茂久		
異動前	西川きよし後援会	葛目 正則	異動なし	異動なし	平28・2・18
異動後		野口 哲雄			
異動前	はた愛後援会	異動なし	山中 貞巳	高知市宝町10-5	平28・2・18
異動後			鎌田 伸一	高知市新屋敷二丁目21-61	
異動前	中澤はま子後援会	野田 幸義	野田 幸義	異動なし	平28・2・23
異動後		中島 日出夫	森田 明日香		
異動前	清水おさむ後援会	渡辺 泰方	異動なし	異動なし	平28・2・25
異動後		足達 秀夫			
異動前	土居恒夫後援会	異動なし	鍋島 泰男	異動なし	平28・2・26
異動後			森本 美賀里		

異動前	もりかずみ後援会	異動なし	異動なし	土佐清水市下ノ加江2794	平28・2・29
異動後				土佐清水市下ノ加江2763	

高知県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成28年3月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
西岡寅八郎後援会	吾川郡いの町大國町7-1	西岡 寅八郎	解散	平28・1・20
林竹松後援会	室戸市羽根町乙3209番地	藤本 豊彦	解散	平28・2・1
愛国塾	安芸郡東洋町野根丙2416-5	洲崎 貞二	解散	平28・2・9
山下浩平後援会	室戸市室津1340番地	山下 浩平	解散	平28・2・9
千頭洋一後援会	香美市香北町美良布154	岡本 篤志	解散	平28・2・22
大正地区田村公平後援会	高岡郡四万十町大正742-1	今城 保男	解散	平28・2・23

高知県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成28年3月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
西岡 寅八郎	高知県議会議員	西岡寅八郎後援会	吾川郡いの町大國町7-1	西岡 寅八郎	平28・1・20

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年3月22日から施行する。

平成28年3月18日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第2の7級の項中「警察総合相談室長」を「警察総合相談室長 訟務官」に改める。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。なお、当該書類を受領しないときは、平成28年4月4日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成28年3月14日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 書面の種類
平成28年3月10日付け権利取得及び明渡し of 判決書
- 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
高知市春野町西畑字高川原割1499番エの土地の所有者兼関係人（物件所有者）
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明
吉永 平吉

<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。</p> <p>なお、当該書類を受領しないときは、平成28年4月4日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。</p> <p>平成28年3月14日（揭示済） 高知県収用委員会会長 山下 訓生</p> <p>1 書面の種類 平成28年3月10日付け権利取得及び明渡しの裁決書</p> <p>2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名 高知市春野町西畑字外川原割1496番35の土地の所有者兼関係人（物件所有者） 不明。ただし、登記簿表題部所有者 住所不明 吉永 常次</p> <p>~~~~~</p> <p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。</p> <p>なお、当該書類を受領しないときは、平成28年4月4日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。</p> <p>平成28年3月14日（揭示済） 高知県収用委員会会長 山下 訓生</p> <p>1 書面の種類 平成28年3月10日付け権利取得及び明渡しの裁決書</p> <p>2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名 高知市春野町西畑字行弘割1508番38及び1508番40の土地の所有者兼関係人（物件所有者） 不明。ただし、登記簿表題部所有者 住所不明 矢野 初次</p> <p>~~~~~</p> <p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。</p> <p>なお、当該書類を受領しないときは、平成28年4月4日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。</p> <p>平成28年3月14日（揭示済） 高知県収用委員会会長 山下 訓生</p> <p>1 書面の種類 平成28年3月10日付け権利取得及び明渡しの裁決書</p> <p>2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名 高知市春野町西畑字外川原割1496番18、字上川原割1498番オ並びに字高川原割1499番35及び1499番37の土地の所有者兼関係人（物件所有者）</p>	<p>不明。ただし、登記簿表題部所有者 住所不明</p> <p>矢野 金吾</p>	
---	---	--